

毎週火、金曜日発行（但休日当りきは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区役員の就任
教育職員免許状の授与
米飯提供業者の登録
- ◇雑報 最低賃金審議会委員の候補者の推せん
- ◇正誤 昭和三十四年五月十四日付鳥取県告示第二
百六十一号中訂正

告示

鳥取県告示第三百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が就任した旨届出があつた。

昭和三十四年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

千代水土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事	森下友五郎	鳥取市晩稲
"	川上 衆男	安長
"	川上 龜雄	"
"	沢 茂樹	"
"	細田 義晴	"
"	河西 正治	南隈
"	松本 寿夫	"
"	松本 義雄	"
"	坂本条太郎	秋里
"	木村 茂春	"
"	木下 正美	"
"	天川 勇吉	徳吉
"	天川 潔	"
"	波当根嘉之	江津
"	石原 義雄	"
"	田口 英男	田島

同日就任、任期第一回総会まで。
東鴨土地改良区
就任した役員の氏名及び住所

山田 直徳	西品治
牧野千代蔵	"
前田貞次郎	"
田川 万造	"
川島 伝蔵	"
小谷竹太郎	徳尾
清水 秀治	賀露
森本 貞保	安長
山本 幸雄	秋里
吉田 長松	西品治
若林 吉蔵	浜坂

昭和三十四年五月十六日第一回設立総会において選挙の結果当選し、五月二十三日就任、任期二年。

岸田 馨	"
森 仁寿	"
吉村 房好	"
亀井多喜雄	"
山本 巖	"
岸田 正三	"
吉村 義正	"
石賀 正幸	"
高橋 誠	"
山本 甫	"
高橋 茂	"
高橋 博美	"

鳥取県告示第三百五十二号

次の者に対し教育職員免許状を授与した。
昭和三十四年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類	番号	氏名	本籍地	授与年月日
幼稚園教諭二級普通免許状	第一号	熊谷 慶子	鳥根県能義郡広瀬町広瀬	昭和三十四年六月十日
高等学校助教諭免許状(保健体育)	第一号	高本 康子	鳥取県気高郡鹿野町字今市	"

鳥取県告示第三百五十三号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四の規定に基づき、昭和三十四年六月十九日

次の者に対し米飯提供者の業者登録をした。

昭和三十四年六月十九日 鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	氏名	名称又は屋号	住 所	営業の場所
六五七	伊勢忠二期	つま八	東伯郡関金町大字大鳥居七八ノ一	住所に同じ
六五八	林 憲一	林旅館	八頭郡那家町大字那家六三四ノ一	"
六五九	馬場 重信	江戸つ子	鳥取市川外大工町七八番地	"
六六〇	三田 広次	鳥取郵便局食堂	"	"
六六一	小林 熊蔵	小林旅館	七二	"
六六二	福島 繁治	菊橋食堂	吉方七九〇ノ七	"
六六三	小林 阜	湯の弥食堂	川端三丁目五〇	"
			吉方三区二七七番地	"

雑報

鳥取県地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦について

最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第二十九條第一項及び最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第百六十三号）第三條の規定により、鳥取地方最低賃金審議会委員を任命したいから、労働組合及び使用者団体は、次の「鳥取地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

昭和三十四年六月十九日

鳥取労働基準局長 嶋川 富 得

鳥取地区最低賃金審議会委員候補者推薦要領

一 推薦資格

1 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二條に規定する労働組合であつて、鳥

取労働基準局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題もしくは、中小企業の経営問題を取り扱うことが目的であるが、又は業務の主要な部分である使用者団体であつて、鳥取労働基準局の管轄区域内に組織を有するものであること。

二 推薦手続

推薦資格を有する労働組合は、定められた様式による推薦書により、推薦資格を有する使用者団体は、定められた様式の推薦書によりそれぞれ推薦すること。

三 推薦締切日

昭和三十四年六月三十日

四 推薦書及び添付書類の提出場所

鳥取労働基準局賃金課（鳥取市西町二九八）

正誤

昭和三十四年五月十四日付鳥取県告示第百六十一号
中誤りがあつたので訂正する。

頁	段	誤	正
46	変更後欄中	東町三丁目	東町二丁目
"	"	吉方一丁目	吉方町一丁目